

「ご存じですか？」

児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

◎児童扶養手当Ⅱ 父親や母親のいない、または両親のいない児童を監護・養育している人に支給される手当です。
◎特別児童扶養手当Ⅱ 心身に一定以上の障がいを持つ児童を監護・養育している父親や母親などに支給される手当です。

【手当月額】
▶児童扶養手当の場合、41,430円
児童1人目以上の加算額
児童2人目 5,000円
児童3人目以降 1人につき 3,000円
▶特別児童扶養手当
障がいの程度により、
(1級) 50,400円 (2級) 33,570円
※手所得が、受給者や同居している扶養義務者の場合より、一部支給や支給停止になります。

す。

【児童扶養手当支給対象児童の要件】①父母が婚姻を解消した児童②父または母が死亡した児童③父または母が政令別表2に定める程度の障害がある児童④父または母の生死が明らかでない児童⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童⑥父または母がDV保護命令を受けた児童⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童⑨その他棄児などの児童
※①～⑧に該当しても児童(社会)福祉施設などに入所している場合や公的年金などを受給できる場合は、支給の対象にはなりません。

8月は現況届・所得状況届の時期です

児童扶養手当と特別児童扶養手当の受給者は、「児童扶養手当現況届」(8月1日)

31日まで)「特別児童扶養手当所得状況届」(8月11日)9月10日まで)を提出しなければなりません。届け出をしないと、手当が差し止められたり、受給資格がなくなったりする場合があります。対象者には、個別に案内をしますので、受け付け日時などを確認して期間内に提出してください。

児童扶養手当が一部減額されます

平成20年4月以降の児童扶養手当が、受給開始後5年などを経過した場合は、支給額が現在受給中の額の2分の1に減額されます。(※8歳未満の対象児童がいる場合は、8歳の誕生日の前日まで猶予されます)

ただし、次の「減額対象から除かれる人」に該当する場合は、届け出をすることによって継続して手当を受給することができます。減額対象

に該当している場合には、福祉事務所から届け出の詳細について通知を送付します。
【減額対象から除かれる人】
①すでに就業している受給者
②現在、求職活動をしている受給者
③一定以上の障がいをもっているため、就業が困難な受給者
④負傷や病気によって、就業が困難な受給者
⑤受給者が監護する児童や親族が、障がいや病気、要介護などの状態にあり、介護のため就業が困難な受給者
【減額(現支給額の2分の1)対象者】①現在就業していない人で、就業が困難な要因がなく、求職活動を行っていない人②期日まで届け出を提出しない人

ひとり親家庭の自立支援事業

ひとり親家庭の母親を対象に、ホームヘルパーや医療事務などの講座受講費用の一部支給などを実施しています。また、県でもホームヘルパーやパソコンの講習会の開催、修学資金の貸付などを実施しています(平成25年度から一部事業について父子家庭も対象となりました)。支援を希望する際は、事前の相談や確認が必要ですので、事前にお

新す 更されま 後期高齢者医療被保険者証 国民健康保険高齢受給者証

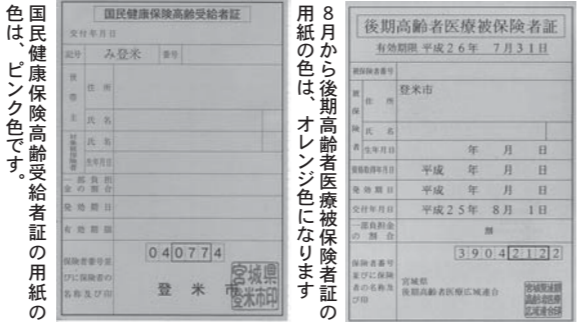
有効期限は 7月31日まで

75歳以上の人および65歳以上で障害認定を受けている人に交付している「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日までとなっております。8月以降は使用できなくなります(新しい被保険者証は、7月19日以降に行政区長を通じて配布しています)。※有効期限の切れた被保険者証(緑色)は破棄してください。また、8月から医療機関などを受診する場合は、新しい被保険者証(オレンジ色)をご使用ください。

●被保険者証の裏面について 被保険者証の裏面には、臓器提供に関する意思表示欄が設けられていますので、ご活用ください。

新しい受給者証は 行政区長を通じ配付

70歳から74歳までの人(後期高齢者医療被保険者は除く)に交付している「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限も、7月31日までとなっております。



8月から後期高齢者医療被保険者証の用紙の色は、オレンジ色になります

新しい高齢受給者証は、後期高齢者医療被保険者証の配布と同じ時期に行政区長を通じて配布しています。 ※有効期限の切れた受給者証は破棄してください。

一部負担金の割合について

●高齢受給者証には、「2割(平成26年3月31日までは1割)」と表記されていますが、軽減特例措置の延長に伴い、平成25年4月から26年3月まで1割のまま据え置かれています。

【問い合わせ】市民生活部 保年金課
☎02220(58)2166

夏本番。古くから伝わる伝統的な祭りや地域の特色を生かした祭りなど、登米市の暑い夏をにぎやかに彩るイベントの数々。見るもよし！参加するもよし！今年の夏も感動の名場面を心と体に刻みに出掛けてみませんか？

イベント名	8月	地区	会場
長沼はすまつり (9:00~16:00)	1日(木)~31日(土)	迫	長沼兵狼山公園棧橋
伊豆沼・内沼はすまつり (8:00~17:00)	1日(木)~31日(土)	迫	登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター近く
とよま明治村夏まつり (11:00~21:00)	3日(土)	登米	登米総合体育館前特設会場
ふるさと花火 in 長沼 (19:00~21:00)	13日(火)	迫	長沼フートピア公園
2013YOSAKOI&ねぶた in とよさと (13:00~21:00)	14日(水)	豊里	JR陸前豊里駅前通り
2013もっこり牛まつり (10:30~15:30)	14日(水)	南方	南方中央運動広場



2013 登米市 夏まつり



2012YOSAKOI & ねぶた in とよさと



2012 もっこり牛まつり

事業区分	支援内容	問い合わせ先
就業支援講習会	ホームヘルパーやパソコン講習会の開催など	県母子家庭等就業・自立支援センター ☎022(295)0013
自立支援教育訓練給付金	ホームヘルパーや医療事務などの対象講座を受講する場合の費用の一部支給など	福祉事務所子育て支援課(児童福祉係) ☎0220(58)5562
高等技能訓練促進費等支給事業	資格取得のため2年以上養成機関で修業する人への給付	福祉事務所子育て支援課(児童福祉係) ☎0220(58)5562
母子福祉資金貸付金	修学資金の貸付など(母子家庭のみ)	東部保健福祉事務所登米地域事務所 ☎0220(22)6118

【問い合わせ】福祉事務所 子育て支援課(児童福祉係) ☎02220(58)5562